

# 国立大学法人群馬大学公印規程

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16. 12. 1	平成17. 4. 1 平成18. 6. 1
	平成19. 4. 1	平成19. 12. 1 平成20. 12. 1
	平成21. 6. 24	平成22. 4. 1 平成23. 4. 1
	平成24. 4. 1	平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
	平成28. 4. 1	平成28. 7. 1 平成29. 5. 1
	平成30. 6. 1	平成31. 4. 1 令和元. 6. 1
	令和 2. 4. 1	令和 2. 10. 1 令和 3. 4. 1
	令和 4. 4. 1	令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

## (趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）において、使用する公印に  
関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定  
めるところによる。

- (1) 「公印」とは、公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すこと  
により当該文書が真正なものであることを認証すること目的とするものをい  
う。
- (2) 「組織印」とは、本学又は学部等の名称を刻印した公印をいう。
- (3) 「職名印」とは、学長又は学部等の長若しくはその他の職員で、その職務権限  
が定められたものの職名を刻印した公印をいう。
- (4) 「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学  
部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究  
科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置  
研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定  
する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定  
するダイバーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病  
院並びに国立大学法人群馬大学組織規則第15条に規定する事務局（監査室を含  
む。）をいう。

## (公印の作成等)

第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、学長が行うものとする。

- 2 学部等の長は、公印を作成、改刻又は廃止しようとするときは、別紙様式第1号  
の申請書により学長の承認を得るものとする。
- 3 前項の承認を得て、公印を作成し、又は改刻したときは、別紙様式第2号によ  
り、その公印の印影を学長に届出るものとする。

## (公印の形式)

第4条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を附し、その内側に刻印すべき組織印の名称又は職名を明りょうな字体をもって浮き彫りするものとする。この場合においては「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の種類及び寸法)

第5条 組織印及び職名印の種類及び寸法は、組織印については別表第1、職名印については別表第2に掲げるとおりとする。

(公印の印材)

第6条 公印の印材には、容易に磨滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(特別の用途に使用する公印の形式等の特例)

第7条 特別の用途に使用する公印であつて前3条に定める形式、寸法及び印材によりがたいものについては、これらの規定にかかわらず適宜その形式、寸法及び印材を定めることができる。

(公印の管守)

第8条 公印を管守させるため、管守責任者（以下「管守者」という。）及び管守担当者（以下「担当者」という。）を置き、組織印については別表第1、職名印については別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 管守者は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 3 管守者は、別紙様式第3号による公印簿を備えこれに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。
- 4 担当者は、管守者の職務を補助するものとする。

第9条 学部等の長は、公印の盗難、その他事故が生じたときは、別紙様式第4号による事故届を速やかに学長に提出しなければならない。

(公印の使用)

第10条 公印の使用を必要とする場合は、学長が認める場合を除き、発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて、管守者に公印の使用を請求するものとする。

- 2 管守者又はその命を受けた職員は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送しようとする文書と決裁済みの原議書と照合したうえで自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において公印の使用を請求した者に押印させるときは、管守者又はその命を受けた職員は、その押印に立ち会わなければならない。

(職務代行の場合の職名印)

第11条 学長、理事、監事、学部等の長又はその他の職員に事故等があるため、他の者が臨時に事務代理、事務取扱等を命ぜられ、その職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の職名印を使用するものとする。

(公印印影の印刷)

第12条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあっては、管守責任者の承認を得て、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印台帳)

第13条 総務部総務課長は、公印台帳を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

## 組織印の種類及び寸法並びに管守責任者等

学部等	組織印の種類	寸法(ミリメートル平方)	管守責任者	管守担当者
事務局	国立大学法人群馬大学 群馬大学 群馬大学(卒業証書用)	30 30 65	総務課長 〃 〃	法規・調査係長 〃 〃
教学教育部	群馬大学教育学部	28	事務長	副事務長
共同教育学部	群馬大学共同教育学部 群馬大学共同教育学部附属小学校 群馬大学共同教育学部附属中学校 群馬大学共同教育学部附属特別支援学校 群馬大学共同教育学部附属幼稚園	28 25 25 25 25	事務長 小学校教頭 中学校教頭 特別支援学校教頭 幼稚園教頭	副事務長 附属小学校・附属幼稚園事務係長 附属中学校事務係長 附属特別支援学校事務係長 附属小学校・附属幼稚園事務係長
社会情部	群馬大学社会情報学部	28	事務長	副事務長
情報部	群馬大学情報学部	28	事務長	副事務長
医学部附属病院	群馬大学医学部 群馬大学医学部附属病院	28 28	総務課長 〃	総務課副課長 〃
理工部	群馬大学理工学部	28	事務長	副事務長
生研体研究調所節	群馬大学生体調節研究所	28	総務課副課長	研究所庶務係長
総合情報メディアセンター	群馬大学総合情報メディアセンター	28	総合情報メディアセンター課長	総合情報メディアセンター課副課長
数理デ研究タセ科学タ	群馬大学数理データ科学教育研究センター	20	产学連携推進課長	产学連携推進課副課長
食教育健康科学研究センター	群馬大学食健康科学教育研究センター	20	产学連携推進課長	产学連携推進課副課長

別表第2

## 職名印の種類及び寸法並びに管守責任者等

学部等	職名印の種類	寸法(ミリメートル平方)	管守責任者	管守担当者
事務局	国立大学法人群馬大学長	30	総務課長	法規・調査係長
	国立大学法人群馬大学長（銀行届用）	20	総理課長	経理課副課長
	群馬大学長	30	総務課長	法規・調査係長
	国立大学法人群馬大学理事	30	〃	〃
	国立大学法人群馬大学経営協議会議長	30	〃	〃
	国立大学法人群馬大学教育研究評議会議長	30	〃	〃
	国立大学法人群馬大学事務局長	30	〃	〃
	群馬大学事務局長	30	〃	〃
	群馬大学総務部長	23	〃	〃
	群馬大学総務部課長の印	20	財務課長	財務課副課長
	群馬大学財務部長	23	〃	〃
	群馬大学財務部課長の印	20	教務課長	教務課副課長
	群馬大学学務部長	23	〃	〃
	群馬大学学務部課長の印	20	研究推進課長	研究推進課副課長
	群馬大学研究推進部長	23	〃	〃
	群馬大学研究推進部課長の印	20	施設企画課長	施設企画課副課長
	群馬大学施設運営部長	23	〃	〃
	群馬大学施設運営部課長の印	20	〃	〃
監査室	国立大学法人群馬大学監事	30	監査室長	法規・調査係長
	国立大学法人群馬大学監査室長	20	〃	〃
教育 部	群馬大学教育学部長	30	事務長	副事務長
共同 教育 学部	群馬大学共同教育学部長	30	事務長	副事務長
	群馬大学大学院教育学研究科長	23	〃	〃
	群馬大学共同教育学部事務長	20	〃	〃
	群馬大学共同教育学部附属小学校長	23	小学校教頭	附属小学校・附属幼稚園事務係長
	群馬大学共同教育学部附属中学校長	23	中学校教頭	附属中学校事務係長
	群馬大学共同教育学部附属特別支援学校長	23	特別支援学校教頭	附属特別支援学校事務係長
	群馬大学共同教育学部附属幼稚園長	23	幼稚園教頭	附属小学校・附属幼稚園事務係長
社会 会学 情部	群馬大学社会情報学部長	30	事務長	副事務長
	群馬大学大学院社会情報学研究科長	23	〃	〃
	群馬大学社会情報学部事務長	20	〃	〃
情学 報部	群馬大学情報学部長	30	事務長	副事務長
	群馬大学大学院情報学研究科長	23	〃	〃
	群馬大学情報学部事務長	20	〃	〃
医学 部 医 保 健 部 系 研 究 科 科 附 属 病 院	群馬大学医学部長	30	総務課長	総務課副課長
	群馬大学大学院医学系研究科長	23	〃	〃
	群馬大学大学院保健学研究科長	23	〃	〃
	群馬大学医学部附属病院長	30	〃	〃
	群馬大学医学部附属病院長（保険請求用）	23	医事課長	医事課副課長
	群馬大学医学部附属病院長（診断書用）	18	〃	〃
	群馬大学昭和地区事務部長	23	総務課長	総務課副課長
	群馬大学昭和地区事務部次長	20	〃	〃
	群馬大学昭和地区事務部総務課長	20	学務課長	学務課副課長
	群馬大学昭和地区事務部学務課長	20	経営企画課長	経営企画課副課長
	群馬大学昭和地区事務部経営企画課長	20	管理運営課長	管理運営課副課長
	群馬大学昭和地区事務部管理運営課長	20	医事課長	医事課副課長
理工 工 学 学 部 府	群馬大学理工学部長	30	事務長	副事務長
	群馬大学大学院理工学府長	23	〃	〃
	群馬大学理工学部事務長	20	〃	〃

パヘルス学 ク環	群馬大学大学院パブリックヘルス学環長	23	教務課長	教務課副課長
医サ 理イ 工エ レン ギス ュ学 ラ トリー ー	群馬大学大学院医理工レギュラトリーサイエンス学環長	23	教務課長	教務課副課長
生研 体研究 調所 節	群馬大学生体調節研究所長	30	総務課副課長	研究所庶務係長
総セ 合シ タ 情報 メ デ イア	群馬大学総合情報メディアセンター長	30	総合情報メディアセンター課長	総合情報メディアセンター課副課長
大學構 教育 ・ 学生 支援	群馬大学大学教育・学生支援機構長 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター長 群馬大学大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター長 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター長 群馬大学大学教育・学生支援機構アドミッションセンター長 群馬大学大学教育・学生支援機構健康支援総合センター長	23 23 23 23 23 23	教務課長 〃 〃 学生支援課長 学生受入課長 学生支援課長	教務課副課長 〃 〃 学生支援課副課長 学生受入課副課長 学生支援課副課長
研究推進 ・機 産構 学連 携	群馬大学研究・产学連携推進機構長	23	研究推進課長	総括係長
重推 粒進 子機 線構 医学	群馬大学重粒子線医学推進機構長	23	経営企画課長	経営企画課副課長
未研 來研究 先機 端構	群馬大学未来先端研究機構長	23	研究推進課長	研究推進課副課長
数教 理育 デ研 ー 研究 タセ ンタ ー	群馬大学数理データ科学教育研究センター長	23	产学連携推進課長	产学連携推進課副課長

食教育 健康研究 科学セ ンタ ー	群馬大学食健康科学教育研究センター長	23	産学連携推進 課長	産学連携推進課 副課長
ダ推 イ進 バセ ン シタ テ イ	群馬大学ダイバーシティ推進センター長	23	総務課長	法規・調査係長

別紙様式第1号（第3条第2項関係）

(元号) 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

学部等の長

作成  
公印（改刻）承認申請書  
(廃止)

下記のとおり公印を作成（改刻・廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 名 称  
2 印材及び寸法 (ミリメートル平方)  
3 事 由  
4 使用 (廃止)  
予定年月日 (元号) 年 月 日  
5 備 考

別紙様式第2号（第3条第3項関係）

(印 影)

学 部 等 名	
公 印 の 名 称	
印 材	
寸 法	ミリメートル平方
公印管守責任者	
公印管守担当者	
使用開始年月日	
備 考	(規程第7条に該当する公印については、その用途を記入すること。)

注) 1 用紙は、A4判とする。

1 印影欄には、強じんな和紙に押印したものを貼付すること。

別紙様式第3号（第8条第3項関係）（公印簿様式）

(印影)	
印影の名称	
印材	
寸法	ミリメートル平方
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備考	(規程第7条に該当する公印については、その用途を記入すること。)

注) 1 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とする。

2 印影欄には、強じんな和紙に押印したものを貼付すること。

別紙様式第4号（第9条関係）

(元号) 年月日

国立大学法人群馬大学長 殿

学部等の長

公印事故届

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

公印の種類	
事故発生年月日	
事故の内容	
事故後の処理の内容	
備考	